

平成 31 年 4 月 10 日

居宅介護支援事業所 各位

和泉市生きがい健康部
高齢介護室介護保険担当課長

居宅介護支援事業におけるモニタリングに係る
「特段の事情」について（通知）

平素は本市介護保険事業の運営に格別なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省令により居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という）につきましては、当該事業所の介護支援専門員が一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する必要があるとされています。利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り減算することになります。

今回、利用者の状況に応じた適切なケアプランに基づき、利用者に必要なサービスが提供されるべきであるという介護保険制度の本来の趣旨に鑑み、「特段の事情」に係る本市の考えを示すこととし、「特段の事情」に該当するか疑義のある場合などは、本市にご相談ください。

記

1. 「特段の事情」に該当する事由

- ア) 利用者が緊急で入院、あるいは緊急で短期入所サービスを利用し、その月のうちに退院(退所)できなかつたために、利用者の居宅でモニタリングができなかつた場合。
- イ) 利用者の心身の状況の悪化や家族の急病等で居宅での介護が困難になり、短期入所サービスの利用が継続している場合。
- ウ) 利用者居宅を訪問することで、利用者の心身の状況が悪化することが見込まれ、関係機関（包括支援センターや保険者等）と協議の結果、その月の訪問を差し控える必要がある場合。（虐待ケースなどを含む）
- エ) 地震、風水害や火災により利用者の居宅が被災したため、利用者居宅でモニタリングができない場合。
- オ) その他、和泉市が特段の事情に該当すると判断した場合。

2. 「特段の事情」の判断後における必須事項

- ア) 「特段の事情」に該当する事由が発生した場合は、適切にアセスメントした内容

を支援経過等に詳細に記載しておいてください。

- イ) 1 のイ) の場合には、できる限り居宅以外の場所（例：短期入所サービス利用先）でモニタリングを行ってください。また、モニタリングの具体的な内容を詳細に記録してください。

3. 「特段の事情」に該当する利用者の対応について

モニタリングの趣旨は、利用者本人の心身の状況の把握を始め、家族や居宅周辺の生活環境の把握、サービス事業所との情報交換にあります。そのため、特段の事情に該当する場合であっても、できる限り、利用者の解決すべき課題の変化に留意する必要があり、家族と継続的に連絡するなどの対応を行うようにしてください。